

北本市議会基本条例制定特別委員会行政視察報告

- 1 視察期日 平成28年4月26日（火）から4月27日（水）
- 2 視察地 滋賀県大津市、草津市
- 3 出席委員 高橋伸治、北原正勝、湯沢美恵、日高英城、
松島修一、工藤日出夫、岸 昭二、滝瀬光一
- 4 視察項目
 - 〔大津市〕人口34万2,163人（平成28年4月1日現在）
 - ・ 大津市議会基本条例について
 - 〔草津市〕人口13万485人（平成28年4月1日現在）
 - ・ 草津市議会基本条例について
 - ・ 草津市議会議員政治倫理条例について

はじめに**大津市**の視察概要を報告いたします。

「大津市議会基本条例」について

大津市議会では、平成27年2月通常議会で、議会が志す基本理念や基本方針などを定めた「大津市議会基本条例」を議員提案により提出し、全会一致で可決、同年4月1日に施行しました。

平成23年に議会からの政策提案のために、各会派からテーマを出し、議会運営委員会で賛同が得られたテーマについて各会派1名が参加、検討を行う「政策検討会議」を設置しており、議会基本条例の策定にあたっても当該会議で検討を行いました。

かねてより、大津市議会では、条例づくりをはじめ様々な政策提言等、政策立案機能向上のため、龍谷大学や立命館大学、同志社大学とパートナーシップ協定を締結し、政策検討会議にもアドバイザーとして参加してもらっていました。そこで、議会基本条例の制定にあたっても、立命館大学の駒林良則教授に助言をいただくなど大学の専門的知見を積極的に活用しました。

議会基本条例に係る「政策検討会議」では、議会が自らの権能を高めることにより市民の負託に応えていくにはどのような条例にすべきかを重要視し、延べ11回にわたって議員間で活発に議論を行ったうえで、市民に対してパブリック・コメントを行い、意見を募集したとのことでした。

「大津市議会基本条例」には、二つの制定意義があります。一つは、これまでの議会改革の歩みを後退させないための市民との約束としての「改革条例」としての側面。もう一つは、議会の組織や運営などの基準や行動方針を示すとともに、他の議会例規を束ねる実質的な最高規範としての側面です。

大きな特色としては、議会運営だけでなく議会の組織についても定め、

議会例規のナビゲーションとしての役割を持たせたことで議会全体の例規構成をシンプルにできたことが挙げられます。特に議員定数や定例会の回数などについて議会基本条例内に明記し、地方自治法により議会が条例で定めるとしているものは、できる限り議会基本条例に取り込んだとのことです。

また、特徴的な条項については、①災害時の組織体制や議会の行動基準といった「災害時の議会対応」、②議員が議会活動と議員活動に専念するための「議員報酬」、③議会からの条例提案や議案修正に対して市長が意見を述べる機会を与える「確認の機会の付与」、④大学等との更なる連携の推進を図る「専門的知見の活用」、⑤前述した「政策検討会議」の設置根拠となる「附属機関の設置」、⑥議会を支える体制をより充実、強化するための「議会局の設置及び体制強化」、⑦議会に対する適切な予算措置に努めるよう促す「予算の確保」などを挙げることができます。

さらには、議会版実行計画として「大津市議会ミッションロードマップ」を策定しました。これは、現議員任期中4年間における議会活動の実行目標（テーマ）やその工程を任期当初に設定することで、全議員が市議会活動への共通理解を深め、そのビジョンを共有することで議会力を高めるとともに、議会活動に対する市民への説明責任を果たすとともに、議会の「見える化」を図るものです。

現在のミッションロードマップは、政策立案として「（仮）土地利用基本条例」「議決事件の検証」「議会における行政評価」「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」、議会改革として「専門的知見を有する職能団体との連携強化」「議会活動の評価制度の構築」「議会図書室の充実」などをテーマとしています。

ミッションロードマップ自体の進行管理については、議会運営委員会において、毎年1回3月に自己検証・自己評価を行うこととしています。また、改選が行われる4年目には、外部の視点も取り入れ検証・評価を行う予定とのことです。

今後は、執行部との連携にも留意しながら、二元代表制の下、大津市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること、また、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かり易い開かれた議会運営を行うことを念頭に、議会改革を積極的に進めていくとのことでした。

次に、**草津市**の視察概要について報告します。

（１）「草津市議会基本条例」について

草津市議会では、より開かれた議会を目指し、改革を推進する諸施策について、調査・検討することを目的に、平成23年10月から「議会改革推進

特別委員会」を設置し、議会基本条例についても、その中の1項目として、議論・討論を重ねてきました。

「議会改革推進特別委員会」の議会基本条例に関連する会議は、委員会35回、協議会11回、部会11回の計57回に及びます。会議以外の議会内部の取り組みとしては、平成24年4月に三重県伊賀市・四日市市への視察、同年5月には山梨学院大学の江藤俊昭教授を招いて「地域経営を担うための議会改革と基本条例」をテーマに議員を対象にした研修会を行いました。

また、市民参画の手法としては、平成24年7月に議会や議員に対する市民の率直な思いを直接聴くため、「市民と議会の懇談会」を開催し、市内6会場、計94人の参加をいただいたそうです。パブリック・コメントについては26年5月から6月にかけて行い、5人、14件の意見が提出され、内1件を条例案に反映しました。同年5月18日には、市民への説明会として、市議会の議場において模擬議会を開催し、42人の参加がありました。

これらの経過を経て、草津市議会では、市政の一翼を担う議会が、市民の代表として、地域の人々が築きあげてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、市域の課題の把握や多様な意見の反映に努め、議員自らが自覚と見識を持ち、市民に信頼されるよう、豊かな草津市の実現のために、市議会が果たすべき役割と目的を達成する決意を明らかにするため、平成26年12月議会において、「草津市議会基本条例」を議員提出し、全員賛成により可決、27年1月1日から施行しています。

「草津市議会基本条例」制定にあたっては、大津市のようなこれまでの議会改革を明文化するといった「実績先行型」ではなく、条例において議会が行うべきことを約束するといった「条例先行型」の手法を採りました。

そして条例の中で、議会の役割を五つに定め、①「議決権限を行使し、市の意思決定を担う」、②「継続的な議会運営の改革、調査研究活動」、③「市民に開かれた議会」、④「政策の立案や提言を行う議会」、⑤「行政の監視や評価を行う議会」と設定しています。

議会基本条例に約束した条項については、制定時・若しくは制定後に実施したものとして、「反問権の運用」（平成26年12月）、「議員定数・議員報酬の検証」（26年12月から27年3月）、「議会報告会の開催」（27年から）などがあります。

今後は、「草津市議会基本条例」に定められた議会像を実現するため、各条項の具体的な取り組みについて、議会改革推進特別委員会を中心に議論を重ね、実践と検証を繰り返していく予定であり、全議員で議会改革に対する意識の醸成を一層進めていくとのことでした。

（2）「草津市議会議員政治倫理条例」について

草津市議会では、平成12年4月の地方分権一括法以来、議会改革の機運が高まり、それに応じて議会の政策形成能力や議員の条例立案能力の研鑽

を図るため、14年7月に各会派の選出議員で構成される「議員クラブ政策研究会」を設置しました。この研究会で政治倫理条例を議員立法することは、設置当初より既定であり、15年12月から種々の検討を行い、他市事例の研究や会派間の調整を経て、「議員の政治倫理の確立と向上」「清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」を目的に、20年9月議会で議員提出議案として、上程、可決し、同年10月1日から施行しました。

基本的な考え方としては、それまで明確ではなかった議員の責務や主権者としての市民のありかたを明示し、情報の公開・公表を原則として、説明責任を十分に果たすことのできるような仕組みを意図しました。

条例の骨格としては、①抽象的な表現も含めた行動の規範として、倫理規準としたこと、②条例違反の疑いがあるときは、疑惑を証する資料を添えて、有権者200人以上、または議員4人以上で、議長に審査や調査の請求を行えること、③職務関連犯罪についての問責制度を設けたこと、④できるだけ市民に理解してもらい易いようにシンプルな構成と内容にしたとのことでした。

以上が視察の概要ですが、今後、本委員会において参考となる事項について検討を進めてまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付されていますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

平成28年6月7日

北本市議会基本条例制定特別委員会
委員長 滝 瀬 光 一

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様